

健発0610第3号
平成23年6月10日

各〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕 殿
〔特別区長〕

厚生労働省健康局長



地域保健医療等推進事業の実施について

標記については、「地域保健医療等推進事業の実施について」（平成18年6月30日付け健発第0630003号健康局長通知）により、各事業の積極的な推進を図ることとしているところであるが、今般、その一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本事業中、市町村に対し国庫補助を行うこととされている事業について、貴管内市町村に対する周知につき御配慮願いたい。

なお、今回の改正のうち、特に保健師の人材育成については、新人保健師を含む保健師の現任教育体制を整備し、人材育成の強化を図ることを目的としたものであり、平成23年2月に新人保健師が保健師として基本的な視点を獲得し、適切かつ安全に保健サービスを提供できる実践能力を強化すること等を基本方針とした「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」が取りまとめられたことを踏まえた内容とするため、従来の「保健指導技術高度化支援事業」を「地域保健従事者現任教育推進事業」として組み替えたところである。

各自治体におかれては、本事業の趣旨を踏まえ、保健師に対し実効性のある研修を実施し、保健師一人ひとりの資質向上に努められたい。